

政令第 号

道路運送車両法施行令の一部を改正する政令

内閣は、道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十四号）の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「掲げる地方運輸局長」を「定める地方運輸局長」に改め、同項第二号中「第十一条第三項及び第五項」を「第十一条第四項及び第六項」に改め、同条第七項の表法第十一条第四項本文及び第十条第九条の項中「第十一条第四項本文」を「第十一条第五項本文」に改める。

附 則

この政令は、道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年二月一日）から施行する。

理由

道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、道路運送車両法施行令について所要の規定の整理を行う必要があるからである。